

2013年 1月25日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2012年 12月

Contents

税務法規

1. 交通運輸業および一部の先進型サービス業に対する増値税改革における課税役務範囲等の税収政策に関する通達
2. 納税者の資産再編時の増値税繰越税額に対する処理に係る問題に関する公告

商務法規

1. 直接投資に関連する外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通達
2. 多国籍企業本部外貨資金の集中運営管理の試行開始に関する通達

税関法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2012年12月の発行状況は以下の通りです。

▶ 2012年12月07日	第2012041号
▶ 2012年12月14日	第2012042号
▶ 2013年12月24日	第2012043号
▶ 2012年12月28日	第2012044号

Japan Business Servicesグループで、2012年12月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版)

www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版)

www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 交通運輸業および一部の先進型サービス業に対する増値税改革における課税役務範囲等の税收政策に関する通達(財税[2012]86号)

概要

2012年12月4日、財政部と国家税務総局は共同で財税[2012]86号を公布し、増値税改革における課税役務範囲等の税收政策について、以下のとおり明確にした。

増値税の課税役務範囲

下記の役務項目に対して、それぞれ下記の課税役務分類を当てて増値税を徴収する。

役務項目	課税役務分類
建築図面のレビュー役務、環境評価役務、医療事故鑑定役務	鑑定役務
記帳代行役務	コンサルティング役務
コピー、印刷および現像役務	設計役務
会議又は展覧会の開催に係わる役務	会議展覧会役務
港湾施設経営者が提供する港湾施設セキュリティ役務に対する港湾施設セキュリティ費	港湾役務
ウェブ設備を自ら有さないオンラインゲームに対して提供するネット運営役務	情報システム役務
タクシー会社が所有するタクシー*の運転手から徴収する管理役務の管理費	陸上運輸役務

* 運転手が当該タクシーを自ら所有する場合においてタクシー会社が運転手から徴収する管理費に対しては、増値税を徴収しないこととする。

増値税優遇政策

財税[2012]86号に基づき、下記の役務を提供する一部の試行対象企業に対し下記の優遇政策を適用する。

増値税優遇政策種類	適用範囲
即時徴収・即時還付	天津市東疆保税港区内に登録した試行納税人が提供する国内貨物運輸、倉庫、荷役、運搬役務
増値税免税	<ul style="list-style-type: none">➤ 2012年11月1日以降に平潭に登録した試行納税人が提供するオフショアアウトソーシング業務➤ 2013年12月31日までに、関連行政部門の許可を取得した映画制作、配給、上映に従事する映画配給会社(メンバー会社を含む)、映画撮影所及びその他の映画配給会社が試行納税人となる場合において、当該映画の著作権の譲渡により取得した収入
増値税ゼロ税率	試行地域の試行納税人が提供する台湾、香港、マカオとの国際運輸役務及び台湾、香港、マカオで提供する運輸役務 * 上述の運輸役務に従事する納税人は、関連許可を取得することにより増値税ゼロ税率を適用することができる。

公共交通運輸サービスに対する増値税簡易計算方式の適用

試行納税人である一般納税人が提供する長距離バス、シャトルバス、地下鉄及び電車などのサービスは財税[2011]111号において規定された公共交通運輸役務に属し、簡易計算方式により増値税を計算することができる。

船舶代理役務が属する増値税課税役務範囲に関する再分類

財税[2012]86号において、船舶代理役務は貨物運輸代理役務に属し、国際船舶代理役務は国際貨物運輸代理役務に属することが明確となった。

財税[2012]86号における船舶代理役務とは、貨物運輸役務が直接的に船舶代理業者から提供されない場合における、荷受人、出荷人、船舶所有者、船舶業者等の名義において行われる役務をいう。

実際増値税負担率の計算

財税[2012]86号は、財税[2011]111号2項において規定する実際増値税負担率の計算方法を以下の通り明確にした。

実際増値税負担率 = 当期において実際に納付した増値税額 / 同期間の課税役務の提供により発生する報酬及びその他の請求額の合計

施行日

2012年11月1日から適用される平潭で登録されたオフショアアウトソーシング役務に従事する納税人に対する規定を除き、2012年12月1日から発効する。

所見

財税[2012]86号において、下記の事項を明確化した。

一部の課税役務に対する課税分類の明確化。

一部の適格納税人(従来営業税の優遇政策を享受していた納税人)に対して、以下の増値税優遇政策を適用する。適格納税人の分類	従来営業税の優遇政策が適用された所得	関連規定
東疆保税港区内に登録された物流業者	貨物運輸、貨物の保管、荷役運搬役務により生じた所得	財税[2011]68号
平潭に登録された事業者	オフショアアウトソーシング役務により生じた所得	財税[2012]60号
一定の映画配給会社	映画の著作権の譲渡により生じた所得	財税[2009]31号

- ▶ 増値税ゼロ税率の適用範囲の拡大。
- ▶ 公共交通運輸サービスを提供する試行納税人に対する、簡易計算方式による増値税の計算の容認。
- ▶ 船舶代理役務が貨物運輸代理役務に含まれることの明確化。
- ▶ 実際負担増値税率の計算方法の明確化。

試行納税者は、増値税の申告時に財税[2012]86号を確認して、関連規定を正しく適用しなければならない。増値税改革は将来的に試行地の拡大が見込まれているため、現時点では試行地対象外の企業であっても増値税改革の内容を確認することが望まれる。

2. 納税者の資産再編時の増値税繰越税額に対する処理に係る問題に関する公告(国家税務総局公告2012年第55号)

ここに納税者の資産再編時の増値税繰越税額に対する処理に係る問題を以下のとおり公告する。

- 一. 増値税一般納税者(以下、「元納税者」)は資産再編中、全部の資産、負債及び労働力を一括してその他の増値税一般納税者(以下、「新納税者」)に譲渡し、手順どおりに税務の登記抹消を行う場合、登記抹消を行う前に未控除の仕入税額が、新納税者に繰り越し、続けて控除することができる。
- 二. 元納税者の所轄税務機関は、納税者の資産再編の関連資料を厳格に審査し、元納税者が税務の登記抹消を行う前に未控除の仕入税額を検証し、「増値税一般納税者の資産再編時の繰越仕入税額移転書」を記入する(付録を参照のこと)。

「増値税一般納税者の資産再編時の繰越仕入税額移転書」は三通一式であり、元納税者の所轄税務機関、納税者及び新納税者の所轄税務機関がそれぞれ一通ずつ保有する。

- 三. 新納税者の所轄税務機関は、元納税者の所轄税務機関より伝達される「増値税一般納税者の資産再編時の繰越仕入税額移転書」と納税者より送られた資料を厳格に審査する。元納税者の未控除の仕入税額が確認された後、新納税者の控除申告を許可する。

本公告は2013年1月1日より実施する。

付録: 増値税一般納税者の資産再編時の繰越仕入税額移転書

(番号: XXX県(市、区)国税資産再編時の繰越税額に関する通知XX号)

元納税者の名称		元納税者の営業許可証登記番号	
元納税者の識別番号		元納税者の一般納税者資格認定時間	
新納税者の名称		新納税者の営業許可証登記番号	
新納税者の識別番号		新納税者の一般納税者資格認定時間	
元納税者の最後の増値税申告時期	年 月 日から 年 月 日迄		
税務の登記抹消を批准する時間	年 月 日		
未控除の繰越仕入税額	審査を経て当該納税者が本局において税務の登記抹消を行う際の未控除の繰越仕入税額は合計_____元。		
その他の説明する必要があること			
税務局の意見: (印) 年 月 日	物品及び労務税課の意見: (印) 年 月 日	局長の意見: (印) 年 月 日	

注: 1. 元納税者とは、資産再編中に全部の資産、負債及び労働力を一括して振り替える納税者を指す。新納税者とは、資産再編中に全部の資産、負債及び労働力を一括して引き受ける納税者を指す。

2. 本書は、元納税者の所管税務機関により記入され、捺印・確認される。三通で一式であり、元納税者の所轄税務機関、納税者及び新納税者の所轄税務機関がそれぞれ一通ずつ保有する。

3. その他の通達

- ▶ 増値税改革における文化事業建設費の徴収に関する通達(財綜[2012]96号)
- ▶ 増値税改革における文化事業建設費の支払情報の登記に関する通達(国家税務総局公告[2012]50号)
- ▶ 増値税改革における文化事業建設費の支払に関する通達(国家税務総局公告[2012]51号)
- ▶ 営業税における差額計算方式が試行適用される物流企業等の試行範囲に関する通達(国家税務総局公告[2012]48号)
- ▶ 中日租税条約の適用対象となる日本の新たな租税に関する通達(国家税務総局公告[2012]49号)

商務法規

1. 直接投資に関連する外貨管理政策の更なる改善及び調整に関する通達(匯発[2012]59号)

概要

直接投資に関連する外資管理政策の更なる改善及び調整のため、国家外貨管理局は2012年11月19日付で匯発[2012]59号通達を公布した。内容等について以下のように定める。

内容

直接投資に関連した審査認可手続の一部廃止

- ▶ 直接投資に関連した外貨口座(会社設立準備外貨口座、外貨資本金口座、資産現金転換口座、保証金口座)の開設審査認可及び資産現金転換口座、国外貸付専用口座への入金審査認可手続を廃止する。
銀行は外貨管理局の管理データに登録された情報に基づき、口座開設手続を行う。
- ▶ 外国投資者が中国国内で得た正当な所得を原資とする再投資に関する審査認可の廃止。
 - ▶ 外商投資企業による、外国投資者に属する正当な所得(資本積立金、利益積立金、未処分利益等)、及び外商投資企業の登記済外債(利息を含む)を原資とした、増資に関する審査認可を廃止する。
 - ▶ 外国投資者による、国内利益および持分譲渡、減資、清算、投資の先行回収等により得た正当な所得を原資とした、再投資に関する審査認可を廃止する。

会計士事務所は、外貨管理機関の関連システムを通して入手した投資先企業の登記情報に基づき、验资手続を行うことができる。

外商投資性会社の国内再投資に関する外貨管理の簡素化

- ▶ 外商投資性会社の国内再投資に関する外貨登記手続の廃止。
但し、外商投資性会社と外国投資者が共同出資する場合、投資先企業は従来どおり外貨登記手続を行わなければならない。また、当該外商投資性会社を中国国内における投資者として登記を行わなければならない。
- ▶ 外商投資性会社の国内投資資金振替の審査認可及び外商投資性会社の投資先である国内企業が保有する外貨利益、配当金、利益剰余金の外商投資性会社への振替に関する審査認可の廃止。
但し、銀行は規定に基づき、企業から提出された取引の真実性に関する証明書類を審査した上で資金振替を実行すると共に、外貨管理局のデータベースに当該取引を記録するため、関連書類の登録を行わなければならない。

▶ 外商投資性会社の国内再投資に関する验资手續の廃止

外商投資性会社および外国投資者が共同出資する場合、外国投資者の出資は依然として外貨管理局において验资手續を行わなければならない。

- ▶ 国内企業が外商投資性会社及び他の国内企業から外貨により出資を受ける場合、所在地の外貨管理局において、国内再投資に係る外貨情報の登記手續を行わなければならない。
- ▶ 外商投資ベンチャー企業および外商投資持分投資企業等による再投資については、外商投資性会社の規定を準用する。

外商投資企業の验资手續の簡素化

- ▶ 会計士事務所が外貨管理局に対して验资手續を行う場合、書面での資料の提出義務を廃止する。
- ▶ 外商投資企業の外国投資者による減資の验资手續を廃止する。

外国投資者による中国企業からの出資持分の買収に係る外貨登記手續の簡素化

- ▶ 外国投資者が国外から外貨により持分譲渡対価の全額を支払う場合には、投資先企業の所在地における外貨管理局への外貨登記は不要とする。
- ▶ 外国投資者が、その他非貨幣性資産の形式により一部または全ての持分譲渡対価を支払う場合には、投資先企業は、所在地の外貨管理局に外国投資者の中国企業の出資持分買収に係る外貨登記手續を行わなければならない。

直接投資に関連する外貨購入・対外支払審査認可の廃止

外商投資企業が、減資、清算、投資所得の先行回収などの目的で、外国投資者へ送金するために行う外貨購入及び対外支払の審査認可を廃止する。

直接投資に関連する国内外貨振替の審査認可の廃止

- ▶ 国内の外貨振替の審査認可(例えば、会社設立準備外貨口座内での外貨振替)を廃止する。
- ▶ 会社設立準備外貨口座、外貨資本金口座、資産現金転換口座において国内の外貨振替が発生する場合、匯発[2012]59号通達の添付資料2に基づいて銀行の審査認可を受けなければならない。

国外貸付管理の更なる緩和

- ▶ 国内企業が国内外貨貸付金を用いて、海外子会社等に海外貸付を行うことを認める。
- ▶ 外商投資企業の国外親会社への海外貸付を認める。貸付限度額は当該外国投資者の未分配利益及び持分出資比率に応じて受領することができる未分配利益の合計額を上限とする。

匯発[2012]59号は2012年12月17日より発効する。従来の規定が匯発[2012]59号と一致しない場合には、本通達が優先される。

所見

匯発[2012]59号は、直接投資に関連する外貨管理局の多くの審査認可事項を廃止した。匯発[2012]59号における改訂において注目すべき点は以下のとおり。

外商直接投資に関連する外貨管理プロセスの調整

外国投資者又は外商投資企業の外貨管理局に対する多くの申請項目が廃止された。例えば、外商投資企業の設立前段階での外貨管理局の審査認可が不要となり、外国投資者は直接銀行にて会社設立準備外貨口座を開設することが認められる。

外国投資者及び外商投資性会社の国内再投資に対する外貨管理政策の調整

- ▶ 外国投資者が国内の正当な所得を原資として再投資する場合の審査認可を廃止する。
- ▶ 国内企業が外商投資性公司及び他の国内企業から外貨により出資を受ける場合、所在地の外貨管理局において、国内再投資に係る外貨情報の登記手続を行わなければならない。

外国投資者による国内企業の持分買収に関連する外貨管理政策の調整

外国投資者が国内企業の出資持分を買収する際の、国内資産現金轉換口座の開設と入金に係る審査認可を廃止する。

インターネット上での验资手続

会計士事務所は外貨管理局のデータベースを通じ、電磁的な申告方法を通じて申請書類を提出することが可能となり、書面による資料の提出は不要となる。

上記の手続の廃止及び簡素化は外国投資者及び外商投資企業の外貨資金の使用効率を向上させ、関連の行政費用を削減できる。国家外貨管理局による直接投資項目に対するモニタリングの更なる緩和に伴い、銀行の責任は更に重大となる(例えば、銀行は投資者又は企業の提出書類の真实性審査を行わなければならない)。

外商投資企業及び投資者は匯発[2012]59号における新しい政策を入念に検討し、投資計画の立案段階において、適切な行動が求められる。詳細については、専門家への確認が推奨される。

匯発[2012]59号の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zwgk/2012-11/21/content_2272137.htm

2. 多国籍企業本部外貨資金の集中運営管理の試行開始に関する通達(匯復[2012]167号)

概要

地方政府部門のオフィシャルウェブサイト上で報告されたとおり、国家外貨管理局は、2012年9月中旬ごろ匯復[2012]167号通達を公布した。匯復[2012]167号において、一定の基準を満たす13社の多国籍企業本部(以下、「試行対象企業」とする)に対し外貨資金の集中運営管理の展開を試行的に行うことを許可した。匯復[2012]167号の全文は未だ公表されていないが、主な内容は以下のとおりである。

内容

- ▶ 試行対象企業は外貨専用口座(即ち、国際外貨資金口座)を開設し、国外関連企業の外貨資金とその他の国外機構から借入れた資金を集中的に運営・管理できる。一方、国内外貨資金口座を開設し、国内関連企業の外貨資金を集中的に運営・管理できる。
- ▶ 試行対象企業は経常項目の外貨収支と貿易取引額の差額決算を行うことができる。
- ▶ 試行対象企業に対しては、国際外貨口座を通じて行う短期外債及び対外貸付の取扱可能金額の制限を設けない。
- ▶ 国際外貨資金口座と国内外貨資金口座は所定の期間内に資金振替を行うことが認められる。上記の二つの口座間の振替額は試行対象企業の外債限度額を超過してはならない。又、当該振替額は試行対象企業の対外貸付限度額を超過してはならない。
- ▶ 国内関連企業は外貨を購入し、国内外貨貸付金の返還に充てることができる。

所見

匯復[2012]167号の公布は試行対象企業が外貨資金を集中し、国際的な事業を展開することに対し、機会と便益をもたらした。同時に、試行対象企業は内部における資金調達ルートを開拓し、かつキャッシュフローを最大化できることとなった。

実際に多国籍企業の事業を推進するため、2003年以降、国家外貨管理局は多国籍企業に対する外貨管理に関する政策の研究と作成に着手した。主な関連規定は以下の通り。

発効日	番号及びタイトル	注釈
2003年7月30日	匯復[2003]87号通達 多国籍企業非貿易外貨收支管理に関する通達(試行)	初めて多国籍企業外貨管理に関する政策を公表
2004年8月1日	匯復[2004]62号通達 多国籍企業非貿易外貨收支管理に関する通達	2004年8月1日より、匯復[2003]87号に代わり発効
2005年10月21日	匯復[2005]300号通達 浦東新区多国籍企業外貨管理改革推進の関連問題に関する回答	浦東において、一定の条件を満たす多国籍企業は委託貸付金に関する法律の枠組内において、外貨資金を集中管理することが認められる。 匯発[2012]59号の発効により、匯復[2005]300号は2012年12月17日廃止。
2009年8月1日	匯復[2009]24号通達 国内企業対外貸付の外貨管理関連問題に関する通達	一定の条件を満たす国内企業は自己保有外貨資金及び人民元外貨購入資金を用いて、国外貸付を行うことが認められる。(匯復[2009]24号の詳細については、『中国税務及び投資速報』2009010号を参照)
2009年11月1日	匯復[2009]49号通達 国内関連企業の外貨資金集中運営管理に関する規定	一定の条件を満たす国内の関連企業は相互短期外貨資金貸付等を含む外貨資金集中運営管理を行うことが認められる。

一般的に、多国籍企業、特に「海外進出」企業の更なる発展は、依然として外貨管理体制による様々な制限により制約を受けている。中国政府は匯復[2012]167号の公表を契機として、13社の多国籍企業本部を試行対象とし、外貨管理を緩和する。企業は資金の集中・分散と財務費用の削減効果により、外貨リスクの低減、資金の運用が可能となる。当該試行に伴い、一定の条件を満たす多国籍企業は、更に外貨取引に対する裁量が認められるものと考えられる。企業は、今後の外貨管理に関する政策について定期的な情報入手が望まれる。

上述の匯復[2012]167号に関する記事は、地方政府部門ホームページに掲載されており、次のサイトでご覧いただけます。

http://www.cdcz.gov.cn/art/2012/10/29/art_19639_1098070.html

その他の通達

- ▶「現地申告および港灣通関」の適用範囲の拡大に関する通達(税関総署[2012]53号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京			舟本 孝史	監査	
			takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
高浜 学	税務・移転価格		三井 貴子	監査	
manabu.takahama@cn.ey.com		+86-10-5815-2834	mitsui.takako@cn.ey.com		+86-21-2228-4412
小谷 将也	監査		金杉 喜文	監査	
masaya.kotani@cn.ey.com		+86-10-5815-3350	takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
天野 智博	監査		岡本 卓也	監査	
chihiro.amano@cn.ey.com		+86-10-5815-2225	takuya.okamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-6466
平澤 尚子	税務・移転価格		篠崎 洋樹	税務	
naoko.hirasawa@cn.ey.com		+86-10-5815-2115	hiroki.shinozaki@cn.ey.com		+86-21-2228-3029
大連			久保田 順一	M&A	
			junichi.kubota@cn.ey.com		+86-21-2228-4749
佐々木 大	監査		広州		
dai.sasaki@cn.ey.com		+86-411-8252-8999	長内 幸浩	監査	
天津			yukihiro.osanai@cn.ey.com		+86-20-2881-2675
町田 太郎	税務・移転価格		内野健志	監査	
taro.machida@cn.ey.com		+86-22-5819-3583	Takeshi.uchino@cn.ey.com		+86-20-2881-2720
上海			富永 和晃	税務	
			kazuaki.tominaga@cn.ey.com		+86-20-2838-1456
木村 修	監査		深圳		
yoshimi.kimura@cn.ey.com		+86-21-2228-3003	小林 秀誉	監査	
坂出 加奈	税務・移転価格		hidetaka.kobayashi@cn.ey.com		+86-755-2502-8101
kana.sakaide@cn.ey.com		+86-21-2228-2289	玉城 正勝	監査	
高橋 臣一	監査		masa.tamashiro@cn.ey.com		+86-755-2502-8192
shinichi.takahashi@cn.ey.com		+86-21-2228-2740			
江 海峰	金融				
alex.jiang@cn.ey.com		+86-21-2228-2963			
顧 崢	監査				
sharry.gu@cn.ey.com		+86-21-2228-2367			

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902
水永 真太郎	金融	
shintaro.mizunaga@hk.ey.com		+852-2849-9395

東京

新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 マーケッツ本部JBS部

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
中村 精潤	中国ビジネス一般	
nakamura-kyhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131
松原 充哉	中国ビジネス一般	
matsubara-mtsy@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03002325

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china